

2018年度一般社団法人日本薬学生連盟

本部選挙要項

1、 本部選挙の種類

「本部選挙」は2つの種類に分かれています。ひとつは、一般社団法人日本薬学生連盟が定める8つの支部（※1）のうち、支部本部が置かれている支部の長を決める「支部長選挙」です。「2018年度支部長選挙」では、「東北支部長」「関東支部長」「東海支部長」「関西支部長」「九州支部長」が選挙されることとなります。もうひとつは、一般社団法人日本薬学生連盟執行部を決める「執行部選挙」です。「執行部選挙」で選挙を行なう役職は、「2018年度一般社団法人日本薬学生連盟執行部募集要項」に従います。

なお、「執行部選挙」及び「支部長選挙」にて決まらなかった役職について「補欠選挙」を行います。「補欠選挙」は「補欠選挙要項」に従います。

2、 本部選挙の意義

選挙は、一般社団法人日本薬学生連盟の運営や活動をより円滑に、より広い地域で、より多くの学生とともに行なうために必要な代表者を選ぶために行なわれます。また、会員の意見を団体活動全体に反映させるためのものでもあります。

3、 選挙権と被選挙権

(1)選挙権

1 支部長選挙

■選挙権を持つために必要な条件は以下の通りです。

- ・ 一般社団法人日本薬学生連盟会員であること
- ・ 本部又は当該支部長選挙における支部に所属していること

※ 特例として、支部本部のない支部の会員は、近隣の支部の支部長選挙の選挙権をもつ。

■選挙権を失う条件は以下の通りです。

- ・ 支部長選挙 選挙管理委員を務める者

2 執行部選挙

■選挙権を持つために必要な条件は以下の通りです。

- ・ 一般社団法人日本薬学生連盟会員であること
- ・ 2017年度一般社団法人日本薬学生連盟執行部もししくは各支部本部の指定する代表者であること

※ 各支部本部の代表者は5名で、支部長が定めた支部会員に開かれた場にて、支部会員の中から決めてください。

※ 但し、選挙管理委員は選挙権がないため投票できません。そのため、現支部長が選挙管理委員の場合、現支部長を除いた5名に選挙権が与えられます。

※ 各支部本部の代表者は、当日投票ができない場合、webによる事前投票を行うことができます。

※ 会長・副会長を除く執行部は、当日投票ができない場合は、自分の部署内の一人にその権限を委譲することができます。

■選挙権を失う条件は以下の通りです。

- ・ 執行部選挙 選挙管理委員を務める者

(2)被選挙権

1 支部長選挙

■被選挙権を持つために必要な条件は以下の通りです。

- ・ 一般社団法人日本薬学生連盟スタッフ会員であること
- ・ 立候補する役職に該当する支部の所属であること
- ・ 2018年度に国内の薬学部もしくは薬学研究科に所属見込みのある者
- ・ 特別な理由を除き、2017年11月19日、2018年2月24日、25日に開催される本部引き継ぎ合宿に参加できること

2 執行部選挙

■被選挙権を持つために必要な条件は以下の通りです。

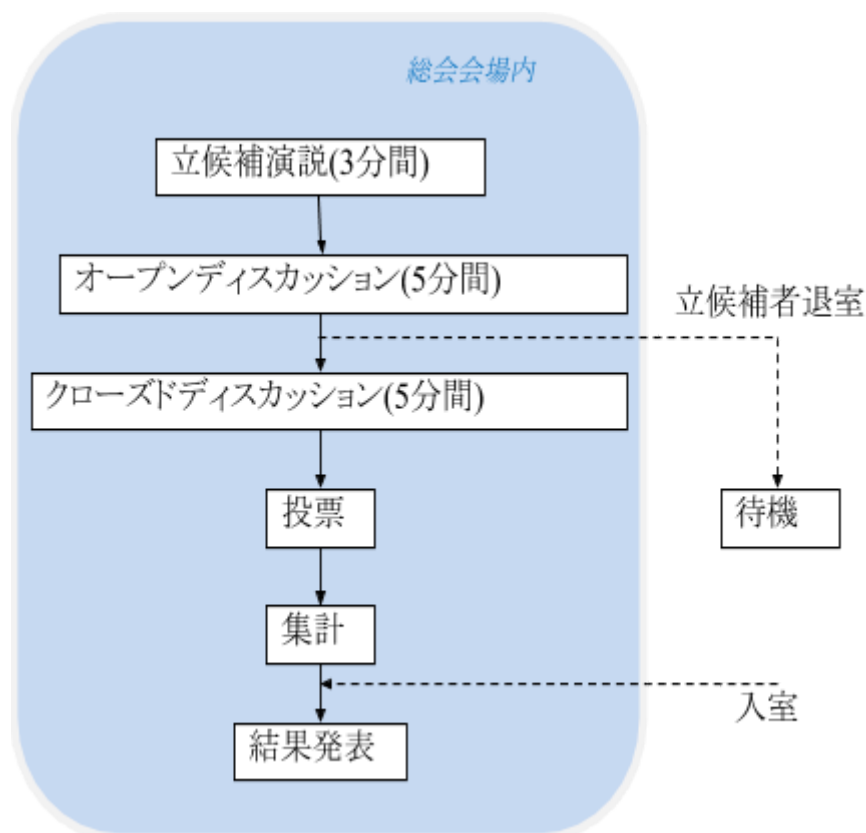
- ・ 一般社団法人日本薬学生連盟スタッフ会員であること
- ・ 2018年度に国内の薬学部もしくは薬学研究科に所属見込みのある者
- ・ 特別な理由を除き、2017年11月19日、2018年2月24日、25日に開催される本部引き継ぎ合宿に参加できること

※役員の被選挙権はさらに以下を満たす必要があります。

- ・ 任期期間中に、一般社団法人日本薬学生連盟理事を務め、その職務を果たすことのできる者。

投票

投票は選挙当日にのみ、以下の流れで行なわれます。選挙結果は、それぞれの役職の投票の集計が終わり次第、すぐに発表します。



・ディスカッションについて

1) オープンディスカッション

選挙出席者からの質問に答えていただきます。選挙では、選挙権を持たない会員がオブザーバーとして参加する権利が与えられています。オブザーバーを含む出席する全ての会員に発言権があります。

2) クローズドディスカッション

立候補者不在の状況下で、承認の是非が話し合われます。オブザーバーを含む出席する全ての会員に発言権があります。

※ 会場内の有権者からオープンディスカッション、クローズドディスカッションの延長の申し出が2名以上からあり、会場内の有権者の半数以上が同意した場合、5分間以内の延長を認めます。

・投票について

承認されるためには、出席者のうち選挙権を持つ者の過半数の賛成票が必要となります。立候補者が3人以上おり、いずれの立候補者も過半数の賛成票を獲得できなかった場合、上位2名において決選投票を行います。

投票は無記名投票で行われ、集計には選挙管理委員が責任を持ってあたります。なお、得票数は公開しません。

～投票紙 記載方法～

●立候補者が1名の場合

信任票が過半数に達した場合、当選する。

記入種別（方法）：信任（○）、不信任（×）、棄権（△）

●立候補者が2名の場合

過半数の賛成票を得た者が、当選する。いずれの立候補者も過半数の賛成票が得られなかった場合、得票数を開示の上で再投票を行う。再投票において、いずれの立候補者も過半数の賛成票が得られなかった場合、「当選者なし」となる。

記入種別（方法）：立候補者A（Aの氏名）、立候補者B（Bの氏名）、棄権（△）

●立候補者が3人以上の場合

過半数の賛成票を得た者が、当選となる。いずれの立候補者も過半数の賛成票を獲得できなかった場合、得票数を開示の上で得票数上位2名において決選投票を行う。決選投票においても、いずれの立候補者も過半数の賛成票を得られなかった場合は、「当選者なし」となる。

記入種別（方法）：立候補者A（Aの氏名）、立候補者B（Bの氏名）、立候補者C（Cの氏名）、棄権（△）

4、選挙管理委員会

選挙管理委員会は、支部長選挙及び執行部選挙を管理しています。選挙管理委員長1名および、副選挙管理委員長2名を現本部が務めることとし、選挙管理

委員会は以上の3名から構成されます。この3名は、支部長選挙、執行部選挙、及び補欠選挙の選挙権を失います。選挙管理委員会のいない支部における支部長選挙の際は、各支部の選挙管理委員代理にその権限を委託し、選挙を管理してもらいます。なお、この選挙管理委員代理も支部長選挙の選挙権を失います。選挙管理委員代理は、各支部において現本部1名と同支部内の会員2名から構成されることとします。

選挙管理委員会は、選挙の結果のみを公表し、得票数を公表することはありません。

2017年度選挙管理委員会は以下の者が務めます。

2017年度選挙管理委員長 中道 瑚子

(2017年度一般社団法人日本薬学生連盟 交換留学委員長)

2017年度副選挙管理委員長 海野 彩夏

(2017年度一般社団法人日本薬学生連盟 国際渉外統括理事)

2017年度副選挙管理委員長 橋本京平

(2016年度一般社団法人日本薬学生連盟 国際渉外統括理事)

※一般社団法人日本薬学生連盟が定める8つの支部区分

①北海道支部に所属するのは、以下の大学に所属する学生です。

北海道大学、北海道医療大学、北海道薬科大学、旭川医科大学

②東北支部に所属するのは、以下の大学に所属する学生です。

東北大学、青森大学、岩手医科大学、東北医科薬科大学、いわき明星大学、奥羽大学

③関東支部に所属するのは、以下の大学に所属する学生です。

東京大学、千葉大学、国際医療福祉大学、千葉科学大学、城西大学、高崎健康福祉大学、城西国際大学、帝京平成大学、日本薬科大学、北里大学、慶應義塾大学、昭和大学、帝京大学、東京薬科大学、東京理科大学、東邦大学、日本大学、星薬科大学、武蔵野大学、明治薬科大学、横浜薬科大学、昭和薬科大学、日本医科大学、杏林大学

④東海支部に所属するのは、以下の大学に所属する学生です。

静岡県立大学、名古屋市立大学、岐阜薬科大学、名城大学、愛知学院大学、金城学院大学、鈴鹿医療大学

⑤北陸支部に所属するのは、以下の大学に所属する学生です。

金沢大学、富山大学、北陸大学、新潟薬科大学

⑥関西支部に所属するのは、以下の大学に所属する学生です。

京都大学、大阪大学、京都薬科大学、大阪薬科大学、近畿大学、摂南大学、武庫川女子大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、同志社女子大学、大阪大谷大学、姫路獨協大学、立命館大学、兵庫医療大学、大阪医科大学

⑦中国・四国支部に所属するのは、以下の大学に所属する学生です。

広島大学、岡山大学、徳島大学、就実大学、広島国際大学、福山大学、安田女子大学、徳島文理大学、徳島文理大学香川、松山大学

⑧九州支部に所属するのは、以下の大学の学生です。

九州大学, 熊本大学, 長崎大学, 福岡大学, 第一薬科大学, 長崎国際大学, 九州保健福祉大学
, 崇城大学, 久留米大学 (順不同)

※上記の大学以外の会員は、所属する大学から支部長選挙が行なわれる会場がもっとも近い支部の選挙権を持ちます。